

厚生労働大臣

上野 賢一郎 様

### 民間火葬場の経営管理に関する要望

「墓地、埋葬等に関する法律（以下、「法」という。）」は、火葬場の管理等について、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的としており、火葬場は経営主体の別にかかわらず、公共的施設としての役割を期待されています。

こうした中、近年、燃料費の高騰等を背景に、火葬料金の値上げの動きが相次いでおり、民間火葬場における料金設定の妥当性等について都民の関心が高まっています。

国は、令和7年10月31日付通知等により、火葬場の経営管理に関する指導の考え方を示し、監督官庁に対し法令等に基づく指導を求めています。しかしながら、民間火葬場に対する指導の根拠は法の目的を定めている第1条のみであり、火葬料金を含む経営管理に関する事業者の責務等に係る具体的な法の規定も無いことから、指導の実効性を担保することができません。

民間火葬場においても公共的施設としての役割を踏まえた料金設定とする必要があり、基礎自治体以外の経営主体を認めている国の責任において、必要な措置を講ずるよう、下記事項について要望いたします。

## 記

- 1 火葬料金を含む経営管理に関する事業者の責務と監督官庁の指導権限を法上明確に示すこと。
- 2 国は、火葬業のうち公益部門に該当する事項について明らかにしたうえで、火葬料金の設定の考え方に関するガイドライン等を示すこと。
- 3 民間火葬場が火葬料金を設定するに当たって、予め行政が関与する仕組みを法令に規定すること。
- 4 民間火葬場が、火葬以外の事業を行っている場合には、他の事業との経理・会計を明確に区分し、火葬事業に要した経費の内訳を詳細に公表することを義務付けること。

令和7年11月25日

東京都知事

小池百合子

特別区長会会長

吉住健一